

「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム
運営等委託事業の企画審査について（連合体事業）

1 審査の方法

審査は、3の審査基準に基づき、外部有識者による審査委員会でのヒアリング審査を通して行うものとします。

審査委員の所属及び氏名等は、公表します。ただし、審査は、非公開とし、企画書に記載された個人情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

2 契約候補者の選定方法

- (1) ヒアリング審査にあたっては、3の(1)の審査基準に基づき審査を行い、審査の結果、平均点が高い企画書の提案者から順に、予算の範囲内で契約候補者を選定します。ただし、当該企画書について審査項目の1つ以上において「E」の評価があった場合、又は平均点が満点の60%を超えない場合は、審査委員会で審議の上、当該企画書の提案者を契約候補者としなことができないものとします。企画書が一つしかない場合も同様とします。

なお、同じ平均点を得た企画書が複数ある場合の判断基準は、次のとおりとします。

- ① 「A」の獲得数を審査に参加した委員数で割った数（以下「平均数」という。）がより多い提案書の提案者を上位とする。
- ② 「A」の平均数が同数の場合は、「B」の平均数がより多い企画書の提案者を上位とする。
- ③ 「B」の平均数も同数の場合は、「C」の平均数がより多い企画書の提案者を上位とする。
- ④ 「C」の平均数も同数の場合は、審査委員長が上位の提案者を選定する。

また、契約候補者に対し、必要に応じて、事業実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと農林水産省が判断したときは、契約候補者としなことがあります。

3 審査基準

(1) 研究開発プラットフォーム連合体審査基準

審査の 観点	審査項目	審査基準 各審査項目について、次の5段階で審査を行う。 A (10点)、B (7点)、C (5点) D (3点) 及び E (0点) ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況については、A (5点)、B (3点)、C (1点) 及び - (加点なし) とする。	
整合性	研究開発プラットフォーム連合体の目的と内容	研究開発プラットフォーム連合体の目的が「知」の集積と活用場の趣旨に合致したものとなっているか。	A 十分合致している。 B 概ね合致している。 C 合致していると言い難い面もあるが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
必要性	研究開発プラットフォーム連合体の目的と内容	研究開発プラットフォーム連合体の目的は明確であり、スピード感をもって実施できるものとなっているか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
		研究開発プラットフォーム連合体の目的や取組により、我が国農林水産・食品産業の成長産業化への裨益が期待できるか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
	経費の見積	経費の見積は妥当なものとなっているか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
有効性	事業の内容	研究開発プラットフォーム連合体の推進体制は、目的達成に向けて十分なものとなっているか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。

		活動計画の作成及び実施についての内容は、目的達成に向けて十分なものとなっているか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
効率性	事業の実施体制	実施体制が、事業実施者を中心に効果的・効率的な活動を行うのに十分なものとなっているか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況 ※		男女共同参画等への取組は十分なものとなっているか。	A 十分なものとなっている。 B 特に十分なものとなっていないが、不十分とは認められない。 C やや不十分なものとなっている。 - 加点なし。

(参考)

※ ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況については、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下(①～③)の法令に基づく認定を受けているかで判断し、①～③のうち複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。

また、共同事業体で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定企業)
 - ・ 3段階目 A(5点)
 - ・ 2段階目 B(3点) ※1
 - ・ 1段階目又は行動計画 C(1点) ※1、※2

※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。
※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
 - ・ プラチナくるみん認定企業 B(3点)
 - ・ くるみん認定企業 C(1点)
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
 - ・ ユースエール認定 B(3点)